

## 令和 4 年度決算に基づく 健全化判断比率を公表します

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率を次のとおり公表します。

（単位：％）

区 分	実 質 赤 字 比 率	連 結 実 質 赤 字 比 率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率
公 表 数 値	—	—	5.3 (5.3)	67.8 (76.3)
早期健全化基準	14.36 (14.26)	19.36 (19.26)	25.0 (25.0)	350.0 (350.0)
財政再生基準	20.00 (20.00)	30.00 (30.00)	35.0 (35.0)	/

※ 実質赤字比率または連結実質赤字比率がない場合は「—」と記載しています。

（ ）内は、令和 3 年度決算に基づく数値です。

### ●健全化判断比率とは？

平成 19 年 6 月 22 日に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体の財政の健全化の状況は、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率、という 4 つの指標によって判断されることになりました。これらをあわせて健全化判断比率と呼びます。

4 つの指標のいずれか 1 つでも「早期健全化基準」を超えた場合は、「財政健全化計画」を定め、自主的かつ計画的に財政の健全化を図らなければなりません。

また、将来負担比率を除く 3 指標のいずれか 1 つでも「財政再生基準」を超えた場合には、「財政再生計画」を定め、総務大臣に報告し、同意を得て財政の再生を図らなければなりません。

## 1 実質赤字比率

### ●実質赤字比率とは？

市税や地方交付税等を主な財源として、福祉、教育、まちづくりなどの地方公共団体の中心的な行政サービスを行う一般会計等（一般会計等に属する特別会計を含む。）において、実質的な赤字額が発生した場合の標準財政規模（市税、普通交付税、地方譲与税等の合計額）に対する比率で、次の算式により求められます。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

### ●実質赤字比率の状況【表1】

令和4年度決算に基づく芦別市の一般会計等の実質赤字比率は、実質的な赤字額が発生しておらず、標準財政規模61億8,980万1千円に対し、黒字額が2億2,438万円であることから、比率は3.62%の黒字となりました。

（令和3年度決算に基づく実質赤字比率は、実質的な赤字額が発生しておらず、比率は5.00%の黒字でした。）

## 2 連結実質赤字比率

### ●連結実質赤字とは？

地方公共団体の会計は、一般会計等と、料金収入等の特定の収入を主な財源として、特定の事業（行政サービス）を行う公営事業会計など複数の会計に分かれています。

連結実質赤字比率は、これら全ての会計の赤字額や黒字額を合算し、実質的な赤字額（又は資金不足額）が発生した場合の標準財政規模に対する比率で、次の算式により求められます。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

### ●連結実質赤字の状況【表1】

令和4年度における芦別市全体の連結実質赤字比率は、実質的な赤字額が発生しておらず、標準財政規模61億8,980万1千円に対し、黒字額が6億1,597万円であることから、比率は9.95%の黒字となりました。

（令和3年度決算に基づく連結実質赤字比率は、実質的な赤字額が発生しておらず、比率は11.71%の黒字でした。）

**表 1**

**令和4年度決算における収支の状況等**

【一般会計等】

会 計 名	実 質 収 支
一般会計	2億 2,403万 5千円
奨学資金特別会計	34万 5千円
小 計～①	2億 2,438万円
<b>実質赤字比率</b>	<b>△3.62%</b>

【公営企業会計以外の会計】

会 計 名	実 質 収 支
国民健康保険特別会計	503万 8千円
介護保険事業特別会計	9,892万円
後期高齢者医療特別会計	25万 6千円
介護サービス事業特別会計	0円
小 計～②	1億 421万 4千円

【法適用企業】

会 計 名	資金不足・剰余金
水道事業会計	2億 8,737万 6千円
病院事業会計	0円
小 計～③	2億 8,737万 6千円

【法非適用企業】

会 計 名	資金不足・剰余金
下水道事業特別会計	0円
小 計～④	0円

合 計 (①+②+③+④)	6億 1,597万円
標準財政規模	61億 8,980万円

<b>連結実質赤字比率</b>	<b>△9.95%</b>
-----------------	---------------

### 3 実質公債費比率

#### ●実質公債費比率とは？

地方公共団体が政府や市中銀行から長期間で借り入れている借金を「地方債」といいますが、この元金及び利子の支払いを「公債費」といいます。

一般会計の公債費のほかに、公債費に準じるものとして、一般会計から公営企業会計等の会計の公債費に充てるために繰り出す経費等があります。

実質公債費比率は、これら一般会計の公債費に、公債費に準じるとされる経費等（準元利償還金）を加算して算出した実質的な公債費の標準財政規模に対する比率で、次の算式による過去3年間の平均値で求められます。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

#### ●実質公債費比率の状況【表2・表3】

令和4年度決算に基づく芦別市の実質公債費比率は、5.3%となりました。

（令和3年度決算に基づく芦別市の実質公債費比率、5.3%でした。）

公債費等は、12億7,429万3千円、特定財源等は、9億8,008万6千円です。

表 2

#### 年度ごとの実質公債費比率の推移

（単位：％）

年 度	単年度の比率	3カ年平均の比率
平成30年度	5.8	6.9
令和元年度	5.5	5.9
令和2年度	5.3	5.5
令和3年度	5.2	5.3
令和4年度	5.5	5.3

表 3

## 公債費の内訳

区 分	金 額	前年度比較増減
① 一般会計の地方債元利償還金	9億1,223万5千円	3,607万円
② 公営企業の地方債償還に充てたと認められる一般会計からの繰入金	3億6,117万4千円	△4,245万7千円
③ 一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金または負担金（中空知衛生施設組合ほか）	0円	0円
④ 公債費に準ずる債務負担にかかるもの（し尿収集車購入、国営土地改良事業負担金等）	0円	0円
⑤ 一時借入金の利子	88万4千円	77万6千円
合 計	12億7,429万3千円	△561万1千円

## 特定財源等の内訳

区 分	金 額	前年度比較増減
① 特定財源（公営住宅使用料、都市計画税等）	1億6,480万5千円	△824万7千円
② 基準財政需要額算入額	8億1,528万1千円	304万円
合 計	9億8,008万6千円	△520万7千円

## 4 将来負担比率

### ●将来負担比率とは？

地方公共団体の一般会計が将来支払っていく負債には、一般会計の地方債残高のほか、借金ではないものの契約等により将来の支払いを約束したもの（債務負担行為）、職員の退職手当、公営企業会計等の会計の地方債残高のうち一般会計が負担すべきと見込まれるもの、また、近隣市町との組合における地方債残高のうちその団体が負担すべきと見込まれるものなどがあります。

将来負担比率は、こうした将来見込まれる全ての負担を含めた、現時点で想定される将来の負担額の標準財政規模（ただし、元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額を除きます。）に対する比率で、次の算式により求められます。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

### ●将来負担額の状況【表4・表5・表6】

令和4年度決算に基づく芦別市の将来負担比率は、67.8%となりました。

（令和3年度決算に基づく芦別市の将来負担比率は、76.3%でした。）

将来負担額は、158億6,806万2千円、充当可能財源は、122億1,995万9千円です。

表 4

#### 年度ごとの将来負担比率の推移

（単位：％）

年 度	将来負担比率
平成30年度	93.6
令和元年度	92.6
令和2年度	91.7
令和3年度	76.3
令和4年度	67.8

**表 5**

**将来負担額の内訳**

区 分	将来負担額	前年度比較増減
① 地方債の令和 4 年度末残高 (市の借金の残高)	107 億 9,502 万 9 千円	8,757 万 8 千円
② 債務負担行為(契約等により将来の支払いを約束したもの)に基づく令和 5 年度以降支出予定額 ※(株)星の降る里芦別の債務弁済協定調停に基づく償還金など	6 億 8,784 万 7 千円	△1 億 5,737 万 9 千円
③ 一般会計以外の会計(水道事業、市立芦別病院事業、下水道事業など)の借金返済に充てる一般会計等からの負担見込額	23 億 7,744 万 5 千円	△4 億 1,106 万 9 千円
④ 本市が加入している中空知衛生施設組合、滝川地区広域消防事務組合の借金返済に充てる一般会計等の令和 5 年度以降負担見込額	8,877 万円	△535 万 9 千円
⑤ 退職手当支給予定額のうち一般会計等の令和 5 年度以降負担見込額	19 億 1,897 万 1 千円	△4,024 万 5 千円
⑥ 設立法人の負債額等の令和 5 年度以降負担見込額	—	—
⑦ 連結実質赤字額	—	—
⑧ 組合等の連結実質赤字額の負担見込額	—	—
合 計	158 億 6,806 万 2 千円	△5 億 2,647 万 4 千円

**表 6**

**充当可能財源の内訳**

区 分	充当可能額	前年度比較増減
① 令和 4 年度充当可能基金額	28 億 2,988 万 9 千円	1 億 8,113 万 1 千円
② 令和 4 年度充当可能特定財源見込額 (公営住宅賃借料、都市計画税)	18 億 5,582 万 3 千円	2 億 11 万 1 千円
③ 令和 4 年度基準財政需要額算入見込額	75 億 3,424 万 7 千円	△2 億 6,562 万 2 千円
合 計	122 億 1,995 万 9 千円	1 億 1,562 万円

◎健全化判断比率等の対象の会計・団体について

区 分		本市における会計・団体	健全化判断比率	資金不足比率
地方公共団体	一般会計	一般会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率
	特別会計	奨学資金特別会計		
	公営事業会計	国民健康保険特別会計 介護保険事業特別会計 後期高齢者医療特別会計 介護サービス事業特別会計		
	公営企業会計	水道事業会計 病院事業会計	実質公債費比率	将来負担比率
	法適用企業 法非適用企業	下水道事業特別会計		
	一部事務組合・広域連合	中空知広域市町村圏組合 中空知衛生施設組合 滝川地区広域消防事務組合 空知教育センター組合 石狩川流域下水道組合 北海道後期高齢者医療広域組合 北海道市町村備荒資金組合 北海道市町村退職手当組合		資金不足比率(会計別)
	地方公社・第三セクター等	(株)空知川ゴルフ公社		